

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株本建設工業株式会社
法人番号: 8140001056598
住 所: 兵庫県美方郡新温泉町芦屋338-1
2. 指名停止措置期間: ①令和2年4月27日から令和2年6月26日まで(2ヵ月)
②令和2年4月27日から令和2年5月26日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: ①近畿地方測量部管内
②中国地方測量部管内

4. 事実概要:

株本建設工業(株)の取締役は、兵庫県新温泉町発注の浄水場整備工事の入札に関し、同町上下水道課施設係長から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに入札し、落札したとして、令和2年3月19日、公契約関係競売等妨害容疑で兵庫県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

役務の有資格登録業者である 株本建設工業(株)の一般役員が、兵庫県新温泉町発注の浄水場整備工事の入札に関する公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたことは「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号イ及びロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~7 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)